

**第 5 回 南 庄 内 合 併 協 議 会  
議 会 議 員 定 数 等 検 討 小 委 員 会  
会 議 会 議 録**

期 日 ： 平 成 1 7 年 8 月 1 1 日 ( 木 )

会 場 ： 鶴 岡 市 役 所

## 第5回南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会 会議録

日 時 平成17年8月11日(木)午前10時00分～

会 場 鶴岡市議会 特別委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協 議
  - (1) 議会運営関連の検討事項について
  - (2) その他
- 4 閉 会

出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	櫛引町議会議長	菅原 元
副委員長	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	櫛引町議会議員	安野 良明
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	朝日村議会議長	進藤 篤
委 員	鶴岡市議会議員	本城 昭一	委 員	朝日村議会議員	井上 時夫
委 員	藤島町議会議員	押井 喜一	委 員	温海町議会議長	佐藤甚一郎
委 員	羽黒町議会議長	山口 猛	委 員	温海町議会議員	本間 義弥
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一			

欠席委員 なし

出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
総務部会	副部会長	板垣 隆一	総務部会	部会員	渋谷 俊美
	議会・監査分科会長	山口 朗		部会員	難波 寛
	部会員	・橋 忠美		部会員	本間 節子
	部会員	榎本 光男			

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局次長	佐藤 智志	総務主査	吉住 光正
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	鈴木金右エ門
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	本間 光夫
総務課長代理	永壽 祥司	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	今野 勝吉	主事	伊藤 弘治

## 1 開 会（午前10時00分）

○石塚治人事務局総務課長 おはようございます。お盆前のお忙しい時期にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、ただ今から第5回の議会議員定数等検討小委員会を開会いたします。

## 2 委員長あいさつ

○石塚治人事務局総務課長 初めに、委員長にごあいさつをお願いいたします。

○榎本政規委員長 おはようございます。各町村議会から議長さん、副議長さん初め、議会議員定数等検討小委員会の委員の皆さんからお盆前で大変忙しいところお集まりをいただきまして、心より感謝申し上げます。

この議会議員定数等検討小委員会も議員の定数を決定して以降、改めて新市の議会運営について皆さんにお諮りをしながら、新市の議会に申し送る議会運営について協議をしまいましたが、私自身の考えとしては本日をもって申し送る原案を皆さんからご承諾をいただきまして、新鶴岡市議会に原案として送ってまいりたいなと思っております。この議会運営関連の検討事項につきましては、各市町村議会の事務局長さんから大変お骨折りをいただきまして、分科会で一応の検討結果の集約ができております。先週各市町村議会を通して、本日お集まりをいただいております委員の皆様にはその原案について提示をさせていただいておりますので、おおむねきょうの協議時間は1時間程度とさせていただいておりますので、小委員会を進めてまいりたいなと思っております。新市発足まであと2か月を切りました関係で、いろいろ各市町村議会ともいろいろなもの、9月定例会も含め、あるいは新しい議会に立候補する方々、あるいは今回で勇退をされる方々、いろいろありましようが、私どもの任務としては新市議会が立派な議会運営をされるようにしてまいりたいという、その思いで提案をさせていただいておりますので、委員の皆さんから忌憚のない意見をいただきまして、申し送りをしていきたいなと思っております。

それでは、皆さんからご協力をいただくことをお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石塚治人事務局総務課長 ありがとうございます。

それでは、協議のほうに進ませていただきます。

議長を委員長をお願いいたします。

## 3 協 議

### （1）議会運営関連の検討事項について

○榎本政規委員長 それでは、協議に入ります。

協議の（1）、議会運営関連の検討事項についてを議題とします。

前回の6月3日の第4回小委員会では、事務事業調整項目、議場設備及び議会中継などの合併移行経費にかかわる準備及び合併にかかわる例規原案作成等について、各市町村議会の検討結果の報告をいただき、それを受けまして、質疑、意見交換を行ったところであります。協議の結果、おおむね分科会の原案どおりご了承いただけるということでありましたが、具体的な検討を行っていない議会もあったことから、なお

各市町村議会で検討していただくということにしたものであります。

また、事務事業調整のうち、重要項目7項目以外の事務レベルで調整可能な事項については、例規原案と合わせて検討作業を議会分科会に一任したところでありますが、その検討結果が示され、一括資料として事前に、先ほど申し上げましたとおり、各市町村議会の委員に送付をしておるところであります。そこで、送付した資料について、分科会の検討の経過と結果についての説明を求めたいと思います。

議会・監査分科会長。

**○山口 朗議会・監査分科会長** それでは、議会・監査分科会におきます検討の経過と結果につきまして、その概略をご説明いたします。

前回6月の検討小委員会の協議結果を踏まえまして、事務事業調整項目のうち、今委員長が申し上げましたとおり、重要7項目以外の事務レベルで調整可能な事項につきましては、例規原案と合わせて当分科会に一任されたということから、7月の1日、それから25日の2回、分科会を開催いたしまして協議、検討を行っております。

まず、1日には事務事業調整項目、それから例規原案のすべてについて、それまでの検討結果を基に作成いたしました資料で再確認を行っております。これは、本日委員の皆様方がお持ちの資料の原案でございます。協議の後、内容精査のため、次回まで検討するというようにしたほか、合併前最終の議会となります9月定例会の会議録の作成あるいは議会報の発行、文書管理などの残務の処理対応についても検討を行っております。その後各市町村議会の検討と併せまして、数度にわたりまして資料による確認作業を行って、検討結果を持ち寄りました。2度目の25日の分科会におきまして、各市町村からの報告の確認をいたしまして、本日委員の皆様方がお持ちの資料のとおり、分科会として最終的にまとめさせていただいたものでございます。

それでは、資料に基づきまして事務事業調整項目と例規原案の概要についてご説明をいたしますので、資料をお開きいただきたいと思います。

それではまず、事務事業調整34項目でございますが、順次ご説明申し上げます。最初の事務事業調整一覧表をめぐっていただきまして、個別の調整調書をご覧いただきたいと思います。管理番号015 001、議員定数及び任期につきましては、資料記載のとおり、既に調整済みでございます。

次に、2番、常任委員会の設置、これは重要項目の一つであったわけですが、現在の鶴岡市の例を基準といたしまして、名称及び所管事項は記載のとおり見直し、四つの常任委員会といたしまして、1日1委員会開催というものでございます。

次に、3の議会運営委員会の運営につきましては、常任委員会の定数に準じまして10人以内とすることを基本に、具体的には改選後の検討によるというものでございます。

次に、4番、特別委員会の設置につきましては、予算、決算特別委員会を設置することといたしまして、そのほかにつきましては現在設置されている各市町村の特別委員会の目的を精査いたしまして、地域性を考慮して調整するというものでございます。

5番、議員全員協議会の開催につきましては、従来どおり必要に応じて開催していくというものでございます。

6番、会派及び政党構成、これは重要項目ということで検討していただいたわけですが、議運委員選出の権利等を有する会派につきましては所属議員3人以上

とし、2人の場合は会派に準じた扱いとするということとし、議会運営申し合わせ事項に明文化するというものでございます。

7番、総括質問（総括質疑）、これも重要項目として検討していただきましたが、現在の鶴岡市の例によりまして、原則として3人以上の会派に認めるということとし、持ち時間等につきましては改選後の検討とするものでございます。

8番、一般質問、これも重要項目の一つでございましたが、現在の鶴岡市の例によりまして、日数は現行どおり3日間、会派持ち時間制で行うことといたしまして、会議時間につきましては午後5時までとして、1時間延長するというものでございます。

9番、請願・陳情の取り扱い、それからめくっていただきまして10番、意見書の取り扱いにつきましては、現行同様といたすものでございます。

11番、会議録につきましては、作成部数、配付先につきましては、合併後の新体制に合わせて調整するというものでございます。

12番、議会だより、これは発行部数は増加するわけでございますが、現在の鶴岡市の議会だよりをベースに引き続き発行するということといたしまして、内容については新たな編集委員会で決定されるというものでございます。

13番、議会の傍聴であります。本会議の傍聴につきましては、これまでどおり傍聴規則により実施するものでございますが、それと関連する議会中継につきましては、これまで合併移行経費などでもご説明しておりますが、本所と各庁舎を光ケーブルで結び、映像と音声を配信することといたします。これによりまして、藤島町、櫛引町、温海町につきましては、インターネットあるいはケーブルテレビなど既存の機器によりまして、従来どおり地域内で議会中継が可能になるというものでございます。また、羽黒町と朝日村につきましては、新たに庁舎ロビー等での中継が可能になるというものでございます。

次に、14番、議員報酬等、これは重要項目でございました。それから、15番、費用弁償、16番、政務調査費、これも重要項目で検討していただきましたが、この三つの項目につきましては市町村長が定めるということになっているものでございまして、今後の協議を経て決定されるというものでございます。

17番、他市町村への行政視察につきましては、基本的に鶴岡市の現行どおりとするものでございますが、現在の鶴岡市議会では上半期実施しておりません常任委員会の視察等につきましては、改選後の判断によるものとしたものでございます。

18番、中央省庁重要事業要望であります。実施の有無は新市議会の判断によるものでございますが、実施の場合は現在の鶴岡市の例を基本に調整するというものでございます。

19番、事務局体制につきましては、新たな議員定数にのりまして、新市の組織機構の検討の中で決定されるものであります。各種業務の増が見込まれるということから、相応の職員増を必要とするというものでございます。

20番、議長等の日程調整は現行のとおりでございます。

21番、附属機関・審議会等への委員選出につきましては、前回の協議を踏まえまして、鶴岡市議会の就任状況の資料を送付いたしておりますが、これにつきましては新たな議会体制で改めて慎重審査、検討していただくというものでございます。

22番、各種懇談会、これは議会定例会閉会後の懇談会あるいは元議員懇談会、こういった形の懇談会を指しておりますけれども、これらの実施の有無につきましては、

新たな議会体制で検討するというものでございます。

23番、議員共済については、全国市議会議員共済会の定款等が適用されるもので、業務は従来どおりでございます。

24番、慶弔関係、重要項目の一つとしてご検討いただきましたが、前回、前々回と協議されたわけでございますが、合併前の元市町村議員、大体250名ということになるわけですが、その皆様方も対象に含めまして、給付等は基本的に現在の鶴岡市議会慶弔規程を適用するというものであります。なお、元議員の死亡弔慰における花輪の贈呈については、財政面等を考慮して廃止をするというものでございます。

なお、25番、文書管理から最後の34番、市政概要発行業務までの10項目につきましても、記載のとおりでございまして、いずれも事務レベルの事項でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、例規原案のほうに移りたいと思っております。見出しの資料に記載のとおり、議会関係の例規は申し合わせ事項を含めまして13でございます。これ以外に議会議員定数条例というものが通常あるわけで、これは自治法の規定により、合併当初の制定は不要ということで、ここには載っておりません。これも従前ご説明したとおりでございます。例規の調整方針につきましては、鶴岡市の例規をベースに作成することにしておりますので、ここでは条文の詳細説明は省略させていただきまして、分科会で検討の結果、修正、変更になった部分について概略をご説明させていただきます。

まず、1枚目をめくっていただきまして、上に定例会の回数に関する条例、下に定例会招集に関する規則、二つ記載されておりますが、下のほうのこの条文に、これまではただし書きございませんでしたけれども、ただし書きをつけております。これは、招集時期の繰り上げ、繰り下げの規定でございまして、諸事情が生じた場合、招集月について柔軟に対応できるようにというものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、会議規則の2ページの下の方でございますが、第9条第1項、事務事業調整の一般質問のほうでご説明いたしましたけれども、会議時間のうち閉会時間はこれまで午後4時でございましたけれども、5時に変更というものでございます。

次に、委員会という見出しをめくっていただきますと委員会条例が最初でございますけれども、そちらのほうの常任委員会の設置であります。先ほどもご説明いたしましたけれども、常任委員会の名称、それから委員定数、所管事項を変更しております。

それから次に、政務調査費の関係であります。政務条例という見出しをめくっていただきますと、政務調査費の交付に関する条例というところがございまして、現在これにつきましては、先ほどもお話しいたしました。交付額が未定ということから、第4条、それから第5条の月額交付額の欄、1ページ目と2ページ目にあるわけですが、黒い丸で空欄になって金額が入っておりません。それから、同じく2ページの第8条に、政務調査費の支出の透明性を向上させるということから、領収書の写しの提出を義務づけるということにいたしております。

それから、政務規則の次の慶弔規程という見出しを見ていただきたいと思います。これも先ほどお話しいたしましたけれども、第2条の贈呈区分の(1)、死亡弔慰のア、イ、ウ、エのイですが、これまで元議員の死亡弔慰に花輪がございました。それを削除するというものでございます。

それから最後に、めくっていただきまして申し合わせであります、これにつきましてはこれまでのものを見直しまして、項目の順番を整理いたしております。それから、これも先ほどの事務事業調整の会派のところでも申し上げましたが、新たに一番最初に会派関係ということで、会派についての規定を明文化しております。

以上、変更点を中心に例規の原案をご説明いたしましたけれども、先ほどご説明した定例会の回数に関する条例、それから定例会招集に関する規則、この二つはいわゆる即時施行と、10月1日に職務執行者による専決処分となるわけですが、これ以外の条例、規則等につきましては、それから条例番号、規則番号、それから今申しあげました申し合わせ事項にあります質問の会派の順序とか持ち時間、こういったものは合併後でなければ決定できませんので、点の表示、黒丸印の表示になっております。それから、政務調査費も先ほど申し上げたとおりで、以上の部分はまだ未定ということになっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

分科会で検討いたしました事務事業調整、それから例規原案につきましては以上でございますので、新議会へ申し送る原案といたしましてご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○**榎本政規委員長** 続いて、前回以降の検討結果につきまして、事前に配付をいたしました資料の内容も含め、事務事業調整項目と例規原案について、各市町村議会からご報告をいただきたいと思っております。

それでは、鶴岡市議会、斎藤委員。

○**斎藤助夫委員** それでは、鶴岡市議会の検討結果につきましてご報告申し上げます。

当市議会では、前回の小委員会開催後、6月13日の市町村合併問題検討特別委員会に協議内容を報告しました。その後、6月29日に代表者会議を開催し、事務事業調整項目及び例規原案等について事務局から説明を受け、協議後に各会派等に持ち帰って検討することといたしました。そして、先週8月3日に開催されました代表者会議におきまして、それぞれ検討結果の報告がありましたが、異論なく、全会一致で原案どおり承認することといたしました。

以上、鶴岡市議会の報告とさせていただきます。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。

続いて、藤島町さん、押井委員。

○**押井喜一委員** この件については、9日の日に特別委員会ということでいろいろ協議をさせていただきましたが、ただこの資料は私と議長にしかなかったということで、各委員には渡っていないわけですが、特に意見としましては、やはり会派制ということに対して、会派に属さない議員の発言が制限される心配があるというふうな意見です。合併を機に新しい議会になるわけなので、どういう方向の議会がいいのかというところをもう少し議論してもいいのではないかという意見が出されたということでもあります。そのほかに特別意見はなかったと。当然鶴岡市議会というふうな中で議員の数も多いという中で、会派制を採らざるを得ないのではないかという意見なども出た

ということだけ一応報告させていただきます。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。

会派制というのは、なかなか難しいところがありまして、1人会派をどう取り扱うかというのは各町村議会の皆さん心配しているところかもしれませんが、それは最終的には新しい議会の中で決めていくということだと思しますので、申し送りをしていきたいと思えます。

続いて、羽黒町さん、富樫委員さん。

○**富樫栄一委員** それでは、私のほうから羽黒町の議会特別委員会についての報告をさせていただきます。

この件の資料につきましては、ただ今の藤島さんと同様に、議長と私だけが資料提供ありましたので、その前にこれからの議会運営についての資料提供いたしまして、さまざま意見を聞きましたけれども、特段別に異議はありませんでしたので、そのように報告したいと思えます。

以上でございます。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。

続いて、櫛引町さん、安野委員さん。

○**安野良明委員** 櫛引町でもこの件に関しては羽黒さんと同様な形になっていますけれども、その以前にありました重要項目について、特に慶弔関係についての元議員のことについては、OB会とも話し合いをし、花輪は不要と、要らないということで合意を得ております。

あと、具体的にこの内容全体については、議会としては協議に付しておりません。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。

続いて、朝日村さん、井上委員さん。

○**井上時夫委員** おはようございます。

6月4日、この会議後、特別委員会を開きまして、全員にこの項目を配って説明しましたけれども、その中では意見もありませんでしたし、なおその後よく読んで意見ある人は事務局のほうに連絡をお願いしておりましたけれども、それもなかったようです。これでいいということでありませう。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。

続いて、温海町さん、本間委員さん。

○**本間義弥委員** これまで特別委員会の協議の中で、最終的にこのままでよいのではというようなことで、全案件原案どおり了解をされておりますので、報告をいたします。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。



ただ今の各市町村議会の検討経過、結果の報告に対して、他の市町村議会の皆さんからご意見、ご質問等がありましたら、あるいは事務局に対する質問等あれば、お受けしたいと思います。ありませんでしょうか。

なければ、これまで一連の流れですとこの協議会を開いてまいりました。議員定数については、皆さんのご理解を得まして決定をさせていただきましたし、議員定数の後に議会運営関連等についても鋭意皆さんからご協議をいただいて、本日までたどり着いたわけですが、その間についてのことも、あるいは各議会での考え方等何でも結構ですので、ご意見、ご質問等あればお伺いしたいと思います。

先ほど言われました藤島町さんの会派制、とりわけ1人の、私どもで言いますと無会派と言っているんですけど、1人会派についての発言の権利の保障等々の意見は、確か前々回、温海町さんのほうでも1人会派についてもう少し柔軟性というようなことがありましたから、この件は新しい議会に申し送りはしていきたいと思いますが、いろんな事情から会派制を採らなければならないということから考えると、1人の権利を最大限認めるとなると議会が収拾つかなくなるというような形も過去にもございましたものですから、その辺は新しい議会の議員の皆さんの良識をもって判断してくれるものと思っておりますが、申し送りをしていきたいと思いますが、これについては皆さんよろしいでしょうか。どうしても会派組みたくないという人に会派組めと言うわけにもいかないわけですので。ただ、制限されることは、時間が限られているものですから、定例会の会期を決めないで延々と会議をやるということであれば、それはそれでできないわけではないんですけども。

本城委員。

○**本城昭一委員** これは、ここでいろいろ話し合ったからって拘束するものではないわけですし、次の議会を運営するための地ならしということになるかと思いますが、いずれにしても会派制については、新しい議会で十分に説明をして議会運営上どういう役割を果たすかということを中心に十分に議論しながら決めていく問題だろうというふうに思いますので、現状のこのまとめ方でいいのではないかと思います。

○**榎本政規委員長** ありがとうございます。

今本城委員さんから言われたとおり、ここで決まった原案がすべて新しい議会でのとおりでなければならぬということではないので、今検討される最良の、ベストじゃなくてベターなものを送っていくということであって、新しい議会で新しい議員の皆さんからベストなものをつくっていただいて、運営をしていただければなと思っていますし、どこの市町村議会もそうでしょうけども、いろんな問題が出れば、そのときには改めてまた検討して、常にベストな方向を目指して議会運営をやっているというのが現状なんで、これがベストということではありませんし、これがすべてコンクリート、鉄板で、これでなければならぬという形じゃありません。すべからく申し送りをしていくという原案ですので、その辺ご了解いただければと思います。

ほかに皆さんからこの際だから、こういうことも言っておきたいというようなことがあれば、ご意見等いただければと思います。

佐藤委員さん。

○佐藤甚一郎委員 14番の議員報酬、それから政務調査費、費用弁償、この件については市町村長の協議によって決めると、こういう調整内容になっているわけです。確かにそのとおりになってはおるんですが、幸い今議会及びさまざまの今後のことについて会が持たれましたので、この際申し上げたいと思います。それは、まず一つは議員の報酬、これは面積が膨大に広がるということ、これがまず第1の要件。面積が広がるというのは、すなわちは行政需要が広がると、こういうことだと思えます。それから、人口も当然増えるわけでありまして、こうした場合に鶴岡市の現行を基本にして考えていいのかという思いがあります。私の個人的な考えでありますけれども、やはり政務内容が増加するということに対応する議会であってほしいし、またそれだけの政務をきちんとわきまえた議事ができる議会になってほしいと、こう思います。さらには、個人的にもその資質、能力の研さんを怠らないでほしいとも思います。そういう点からすると、議員の報酬は現行のものよりも多少引き上げる形ではどうかと。現行45万円だということでありまして、50万円ではどうかと。これは、私自分のほうの特別委員会では申し上げました。それが了承されるとかされないとかという話ではないんですが、これは皆様方共通した課題として、問題として、検討してほしいと、こう思います。まず、これをお願いします。

○榎本政規委員長 ただ今佐藤委員さんから話をされた費用弁償については、私ども議員だけでなく、すべての一般職から、あるいはいろんな審議会に出席をされる市民の方々も同列でありますものですから、私どもがどうこう言える立場でないんですけど、報酬並びに政務調査費の額については、先の本小委員会の中でも、本小委員会の正副委員長であります私と藤島町の齋藤久議長さんと、それから合併協議会の副会長であります温海町の佐藤議長さんと最終的に協議をさせていただいて、合併協議会の会長のほうに提言をさせていただきたいということを皆さんからご了解を得ていますので、その件につきましては今の佐藤委員さんの意見も入れながら、皆さんからご了解を得て、そう進めてまいりたいと思います。この件につきましては、先この小委員会でも皆さんからご了解を得ていますので、そう進めさせていただきたいと思えます。いろいろなご意見があると思えます。私どもの鶴岡の市議会の中でも、最終的には議長である私に一任をされておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思えます。

その他ございませんでしょうか。

安野委員さん。

○安野良明委員 私どもの議会では余りないんですけども、公聴会や参考人招致の関係は市議会レベルではどのように行っているのか、またその規定、規則等、どういうふうな形になっているのか、もしありましたら。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 現在の鶴岡市の状況ですが、公聴会は近年開催はしておりません。ただ、参考人意見聴取会は3年前になりますか、議員定数の検討特別委員会を設置しまして、その際に広くご意見をお聞きしようということで参考人の意見

聴取会を開催しております。あと、合併の特別委員会におきましても参考人意見聴取会を開催し、最近では2度開催しております。

○榎本政規委員長 議員定数を削減するということと合併に対して議会サイドとして一般市民からご意見をいただきたいということで意見を求めて、参考人の会議を開いたことはあります。

○安野良明委員 その際の規則なりルールは、どういうふうになっているのか、もしあれば。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 これにつきましては、委員会条例に基づいて開催しております。

○榎本政規委員長 ざっくりばらんに申し上げますと、賛成、反対片方に偏らないように、そういう指導なんです。一方的な意見の意見発表会にならないような形で参考人の意見聴取会はすべきであろうということで、そういう形で、おおむね議員定数のときも現状維持、削減、削減だったら何人ということで大体3人ぐらいずつ、合わせて多くて10人、少なければ六、七人ぐらいで会派から推薦をいただく、あるいは一般から、この前は一般も公募しております。ただ、それは公募したとしても双方をバランスよくやるという形でやっています。今後ともその可能性はあるのかなと。  
佐藤委員。

○佐藤甚一郎委員 ここに議員必携というのがあるんですが、市の議員必携というのは私ども1回だけちらっと見たような感じがするんですが、市の持っている議員必携というのは、いわゆる例規集を主体にした、つまり議会運営のいろんなそういうものを寄せ集めたと言いますか、それが盛り込まれた内容になっているようです。ところで、町村の持っている議員必携というのはそれとは全く趣が異なっておりますので、議員としての心構えというものは市議会ではどこかで発行しているものはないのでしょうか。例えば町村でありますと、全国町村議長会の編さんによる議員必携というものがあります。これは、私どもは大変よりどころにしております、さまざまなそうした物の考え方を判断するときに極めて有効です。こうしたものはあるのでしょうか。

○榎本政規委員長 分科会長。

○山口 朗議会・監査分科会長 ただ今委員さんおっしゃった全国町村議長会が発行している議員必携は存じております。お話のとおり、そういう心構えとか、いろいろ詳しく書いてあることも存じておりますが、市議会議長会におきましては、そのような議員必携というものは発行しておりません。私のほうの事務局にもございますけども、それは参考にしているということで、町村の議会のように全員にお配りするということとはしておりませんし、あくまで私のほうで独自に作りました議員必携、これに基づ

きまして、ここには当然法あるいは会議規則、申し合わせ、この中にいろいろ規律とか申し合わせとか盛り込まれておりますので、これを基に対応していただいているということでもあります。

○**榎本政規委員長** 佐藤委員。

○**佐藤甚一郎委員** 先ほど申し上げましたように、町村の議員からすれば、全国町村議長会で発行している議員必携というのは大変有効だと私は考えるんです。常に私はそういうものをひっくり返しながらかけてきたつもりなんですが、そういうものが必要ではないかと私は考えるのですが、市議会はどのようにこれから考えていきますか。市議会議員というのは、知識、識見、それぞれ皆なりたてのころからもう既に全部わかっていますよと、こういうことであればこれはこれなんですが、しかしやっぱり時代が変わることによってもその基本というものは、これはやっぱり変わらないという、そういうことでありましょうし、私ども町村の持っている議員必携というのは何回も何回もこれが改訂されております。その時々の上位法が変われば、それに基づいた考え方の違いというものもすべて改訂されております。そういう中での規範といいますか、議会のために非常に有効だと思うんです。ひとつその点はどこで検討されるのか、ちょっとわかりませんが、いかがなものでしょう。

○**榎本政規委員長** 分科会長。

○**山口 朗議会・監査分科会長** 議員必携、たまたまタイトル同じなわけですが、これは当然新しい議会になりましたら、この新しいものをまた発行するということになります。しばらくの間は、暫定的に簡易なもので対応していただきますけども。ただ、今委員さんおっしゃった全国町村議長会の議員必携は、やはりこれとはちょっと違うもので、それから基本のいわゆる条文等が町村議会の標準条例、規則のもので書いてあるんです。ただ、基本的な考え方、ものについては共通なわけですが、必ずしも全部が市議会の標準とは一致しないということもございますので、この辺は新しい議会のほうでどのように活用されるかは検討していただければというふうに思います。

○**榎本政規委員長** 今分科会長言われたとおりでありますけども、全国市議会議長会が発行している議員必携というのはいないんですけども、議員の心構えとか必携というのは全員が閲覧できる図書室に入っておりますし、基本的には議会運営については今持っている議員必携でほとんど対応できるということでもあります。私ども町村議長会の議員必携見たことないものですから、なおそれも参考にすべきという意見もあったということまで含めて、新しい議会に。ただ、市議会になるわけですから、町村議長会を出している議員必携をみんなに配付するというわけにはいかないの、その辺はちょっとどういう内容でどういうことなのか、それに代わるべき市議会議長会での資料的なものがあるのかというようなことも含めて、検討事項として申し送りしていきたいと思っております。

菅原委員。

○**菅原 元委員** 申し合わせ事項の関係ですけれども、例えば今、きょうもそうですけれども、上着は着用しない人あるいはネクタイもしない人とさまざまですけれども、この申し合わせ事項によりますと、委員会等についてもネクタイあるいは上着というふうに書かれておりますけれども、櫛引の場合も今は本会議場ではやはりネクタイあるいは上着を着用するという話になっておりますけれども、この申し合わせ事項の中で(2)のイですけれども、この部分に例えばただし書きみたいなものをつけ加えなくてもよいのかどうか、その点いかがでしょうか。

○**櫻本政規委員長** 私のほうから答えます。

ことクールビズということですので、6月定例会とか、あるいは視察研修へ行くときなどはその都度、例えばこうしましようということであって、あくまでも申し合わせは原則論を書いていますので、その都度いろんな形でやっていますので、この会議はこうでなければならぬということではないので、委員会ですと上着を着てこない方もいますけれども、本会議を除けば、その委員会ごとに、あるいはその定例会ごとにいろんな形で弾力的に運用していますので、ただし書きを書くと、じゃあ6月はしておいて、何月からするのだとかという、そういう問題もなりますので、それは新しい議会で弾力的に運用していけばいいのではないかと思います。ネクタイもしてこない方もいます、委員会の中では。本会議場は、入るときだけ着てくれば、あとは暑いから上着は脱いでも、それは結構になっています。やっぱり議員バッジをつけてこなければならぬ、あるいはネクタイを締めてこなければならぬというのは原則です。スリッパで来られて、本会議ではちょっと。ただ、町村の皆さんは全員がスリッパに履きかえるというようなことだから、スリッパになるのかもしれないけれども。ちょっとその辺が、うちはスリッパないものだから。そういうことで、弾力的に運用するのはその議会の中で。

進藤委員さん。

○**進藤 篤委員** 今申し合わせ事項の件に関して、7ページの請願関係ですが、私のほうは議員数も少ないので、上限は余り関係ないんですけれども、下限が1人以上というような形になっておりますけれども、これは今回の場合は上限が8人以内ということで、下限はこれは別にないのですか、今までの鶴岡市議会の関連など合わせてお伺いいたします。

○**櫻本政規委員長** 分科会長。

○**山口 朗議会・監査分科会長** これは、あくまで法で当然紹介議員がいなければ請願になりませんので、1人以上ということは、これは含んでおります。

○**櫻本政規委員長** 法令上あるいは条例上、規則上のものは書いていないので、規則以外のものについてこういう申し合わせしましようという申し合わせ事項ですので。これは、8人以内としたのは常任委員会の委員数です。正副委員長が紹介議員になれないんです。それを除くと常任委員会が10人ですので、8人以内におかないということだけですので。実際8人も紹介議員がいるなんてことあり得ないです。

○進藤 篤委員 通常は何人ぐらいですか。

○榎本政規委員長 通してもらいたければ、各会派回って各会派から出てくるので、4人とか5人になってきますけど、通常は大体1人とか2人です、まず2人が多いです。

○進藤 篤委員 前私のほうも2人だけども、なかなかいろいろ常任委員会の数とか、そういうの合わせて1人ということにしたんです。

○榎本政規委員長 1人でもいいんです。

よろしいですか。

それでは、委員の皆さんからのご意見等も出たようでありますので、議会分科会の提案についてはおおむねご理解をいただけたと思います。これをもって原案として、新鶴岡市議会のほうに議会運営関連事項については提案をしていきたいというふうに思っております。先ほど佐藤委員から言われた議員報酬、政務調査費につきましては、先ほど申し上げたような形でご一任をいただいて、進めてまいりたいなど。議会選挙が始まる前に議員の報酬が決まらないなんていうことがないように、きちっと申し入れをしていきたいなど。速やかに議員報酬並びに政務調査費の決定についても提示していただけるようお願いをしていきたいなど思っております。最終的には、新市になったら特別職報酬審議会で審議されるものだと思います。

それでは、新市議会に申し送る原案として、ただ今協議されましたことを一括承認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○榎本政規委員長 ご異議がないようでありますので、そのようにさせていただきます。

## (2) その他

○榎本政規委員長 最後になりますが、何か事務局のほうから、あるいは委員のほうからありましたら。

○榎本政規委員長 ないようですので、協議のほうを終了させていただきます。事務局にお返しをいたします。

## 4 閉 会 (午前10時51分)

○石塚治人事務局総務課長 大変どうもありがとうございました。

これもちまして本日の小委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。